うとないこ

北海道苫小牧市



①北から見たウトナイ湖



[登録番号]539 [登録年月日]1991年12月12日 [面積]510ha

[湿地のタイプ] FM:永久的河川、渓流、小河川、O:永久的な淡水湖沼、Tp:永久的淡水沼沢地・水たまり、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原、Xf:淡水樹木優占湿原

[保護の制度]国指定鳥獣保護区特別保護地区 [国際登録基準]2、5

### 湿地の概要

ウトナイ湖は、北海道の南西部、苫小牧市の東部郊外、美々川下流の沖積平野に広がる周囲9km、面積275ha、平均水深0.6mの淡水湖である。かつては海の入り江だったが、3,000年ほど前から河口に砂嘴や砂丘が発達し、海と切り離されて淡水湖になった。一帯は勇払原野と呼ばれる広大な湿地帯だったが、高度経済成長期の開発により、昔の面影を残すのは、このウトナイ湖と周辺の湿地、北側から流れ込む自然度の高い美々川の流域のみとなった。

湖の岸辺はヨシ、スゲ、マコモ、フトイ、

コウホネ、ヒシなどの生える低湿地帯で、 その外側には落葉高木のハンノキ林が広 がり、ズミやホザキシモッケなどが生育 している。

周辺の表層には、約4万年前の支笏火山噴火による火砕流堆積物とそれを覆う軽石質の火山灰が、深いところでは100mを超える厚さで堆積している。付近の地形は沖積低地と丘陵に大別され、平坦地や谷沿いに湿原が広がっている。



# 湿地にかかわる動植物

ウトナイ湖は、日本有数の渡り鳥の越冬地、中継地で、毎年春と秋にはマガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウなどが飛来し、特にマガンを主とするガン類は、例年、春に数万羽の飛来が確認されている。そのためウトナイ湖は、水鳥とその生息地、またその環境を共有する人たちの暮らしを守るための国際のな枠組である「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ」のガンカモ類ネットワークに2002年から参加している。また、冬はオオワシが見られるほか、オオハクチョウも一部越冬

する。湖周辺の湿地は、春から夏にかけてノゴマやオオジシギの重要な繁殖地になっている。これまでに270種以上の鳥類が確認されている。ほぼ一年を通して見られる鳥類よりも渡り鳥の方が多くの種が確認されている。

湖内にはヒシ、コウホネなどの水生植物が、周辺草地にはヨシやイワノガリヤスが生育し、さらにハンノキ、コナラ、ミズナラなどの広葉樹林が広がっている。



②秋のウトナイ湖



③ネイチャーセンター

## 保全・管理の取組

1981年、財団法人日本野鳥の会(当時)は、苫小牧市と土地の借用協定を結び、湖周辺の湿地と森林を含めた510haを、日本初の野鳥の生息地の保全を目的とした場所である「サンクチュアリ」とした。10年後の1991年には、ウトナイ湖はラムサール条約湿地となった。湖岸の北西にネイチャーセンターが建設され、野鳥の観察、保護・研究の拠点となっている。日本野鳥の会のレンジャーが常駐して継続的な調査・研究、環境の管理、利用者への情報提

供、環境教育を行い、湿地保全、野鳥保護の普及啓発に大きく貢献した。現在、湖岸の50haには自然観察路、観察小屋などが整備され、鳥とふれあえる場として開放されているが、それ以外の場所は保護ゾーンとして利用が制限されている。

2002年には、環境省の「野生鳥獣保護センター」が開設された。国指定鳥獣保護区の適正な管理と自然教育を行うための全国で初めての施設で、普及啓発とともに、傷病鳥獣の救護やリハビリを行っている。



④野生鳥獣保護センターの活動



⑤自然観察路でのイベントの様子



⑥小学校での出前講座

# ワイズユースの取組

野生鳥獣保護センターでは、ウトナイ湖の自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する意識を高めることを目的に、様々な啓発イベントを実施している。夏休み時期にはウトナイ湖岸の自然観察や地引き網を行う漁業体験、渡りの時期にはバードウォッチング、野生動物に関するセミナーなど市民参加型のイベントを多数開催し、多くの市民が参加する。

また、野生鳥獣保護センターの獣医師

が講師となって市内の小中学校で出前授業を行い、リハビリ中の傷病鳥とのふれあいを通して、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を伝えている。

ネイチャーセンターでは、公益財団法

人日本野鳥の会のレンジャーが解説をするとともに、市民向け自然観察会の実施、 ニュースレターの発行、展示物の作成な どを行っている。

## 関連自治体

苫小牧市役所 ☎0144-32-6111

#### 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland Type.html

### 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1:特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。 または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7:固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、 それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8:魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9:鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

#### ウトナイ湖(うとないこ)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所 写直提供: 苫小牧市(①④⑤⑥)、公益財団法人日本野鳥の会(②③)



